

○山口県警察拳銃訓練要綱

平成 17 年 3 月 16 日

山口警教第 97号

(概 要)

本通達は、拳銃訓練に関し必要な事項を定め、拳銃の取扱いに習熟して安全的確にこれを操作し、適正かつ効果的に使用することができる技能を警察官に修得させることを示達したものである。